

20歳になったら…備えて安心!

国民年金

公的年金制度は、老後の暮らしをはじめ、事故などで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときに、みんなで暮らしを支え合うという考え方で作られた仕組みです。公的年金制度に加入し、保険料を納め続ける(免除制度もあります)ことで、そのような場合に年金を受け取れます。

ここでは、日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の全ての人に加入が義務付けられている「国民年金」について、ご案内します。



国民年金ではこんな時に年金を受け取れます

●障害基礎年金

国民年金加入中や20歳前に初診日のある病気やけがなどで一定の障害になった場合に支給されます(要件があります)。



●老齢基礎年金

受給資格期間が10年以上ある人に、原則65歳から支給されます。

●遺族基礎年金

国民年金加入中などに死亡した人によって生計維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます(要件があります)。

受給要件やその他の制度について、詳細はお問い合わせください。

20歳になったら国民年金に加入

20歳になったら国民年金に加入します。誕生日から約2週間以内に、日本年金機構から年金に加入したことのお知らせや、国民年金保険料納付書、国民年金保険料免除・納付猶予申請書などが送付されます。

また、基礎年金番号通知書も送付されますので、大切に保管してください。



国民年金保険料の納付

令和4年度の保険料額は月額16,590円です。保険料は現金のほか、口座振替やクレジットカードなどで納付できます。

また、保険料をまとめて前納(前払い)すると、割引が適用される制度があります。

将来の年金額を増やしたい人は、月額400円の付加保険料を納付すると、老齢基礎年金に上乗せして受け取ることができます。



保険料の納付が困難な場合は・・・

国民年金保険料免除・納付猶予を申請することで、納付が免除・猶予されることがあります。(マイナポータルから電子申請可)

また、学生は、国民年金学生納付特例を申請することで、在学中の保険料の納付が猶予される制度が設けられています。(対象は大学、大学院、短期大学などの学生)

※これらの申請には、所得審査があります。



ご注意ください

- ◆ 保険料を未納のまま放置すると、将来の年金を受け取れなくなる場合があります。保険料の納付が難しい場合は、免除・猶予の手続きをしてください。
- ◆ 保険料免除などの期間があると、将来の年金額が減額されます。ただし、10年以内であれば、免除などの承認を受けた期間の保険料を後から納められます(追納制度)。

国民年金に関する相談・請求

ねんきんダイヤル

一般的な年金相談

☎0570-05-1165

(050で始まる電話の場合は

☎03-6700-1165)

岡山西年金事務所

(北区昭和町12-7)

年金制度や加入手続き、
保険料納付記録照会など

☎086-214-2163

岡山東年金事務所

(中区国富228)

年金制度や加入手続き、
保険料納付記録照会など

☎086-270-7925

街角の年金相談センター岡山

(北区昭和町4-55)

年金相談、年金の請求
(窓口相談のみ)

問い合わせ先 各区役所市民保険年金課